

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 31 日（金）第3301号の 8



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則（※）
（生活衛生課取扱い） 1
- 鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）
（会計課取扱い） 9

規 則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第34号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年鹿児島県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成3年政令第52号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第2条の表3の項中「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に改め、同項を同表5の項とし、同表2の項中「別記第2号様式」を「別記第4号様式」に改め、同項を同表4の項とし、同表1の項の次に次の2項を加える。

2 政令第2条の申請書	食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請書（別記第2号様式）
3 政令第6条の申請書	食鳥処理衛生管理者養成施設登録取消申請書（別記第3号様式）

第3条の表1の項中「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改め、同表2の項中「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に改め、同表3の項中「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に改め、同表4の項中「別記第7号様式」を「別記第9号様式」に改め、同表5の項中「別記第8号様式」を「別記第10号様式」に改め、同表6の項中「別記第9号様式」を「別記第11号様式」に改め、同表7の項中「別記第10号様式」を「別記第12号様式」に改め、同表8の項中「別記第11号様式」を「別記第13号様式」に改め、同表に次の4項を加える。

9 政令第3条の規定による届出	食鳥処理衛生管理者養成施設変更届出書（別記第14号様式）
10 政令第8条の規定による申請	食鳥処理衛生管理者講習会登録申請書（別記第15号様式）
11 政令第12条の規定による届出	食鳥処理衛生管理者登録講習会変更届出書（別記第16号様式）
12 政令第13条の規定による届出	食鳥処理衛生管理者登録講習会休止（廃止）届出書（別記第17号様式）

第4条に次のただし書を加える。

ただし、食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請書、食鳥処理衛生管理者養成施設登録取消

申請書，食鳥処理衛生管理者養成施設変更届出書，食鳥処理衛生管理者講習会登録申請書，食鳥処理衛生管理者登録講習会変更届出書又は食鳥処理衛生管理者登録講習会休止（廃止）届出書の提出部数は1部とし，直接知事に提出するものとする。

第4条の表3の項中「名瀬市，西之表市」を「西之表市，奄美市」に，「名瀬市等」を「西之表市等」に改め，同表4の項中「名瀬市等」を「西之表市等」に改める。

別記第11号様式を別記第13号様式とし，同様式の次に次の4様式を加える。

第14号様式 (第 3 条関係)

食鳥処理衛生管理者養成施設変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕
電話番号

食鳥処理衛生管理者養成施設の登録に係る事項について変更があつたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 3 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

食鳥処理 衛生管理者 養成施設	名 称	
	所在地	
変 更 に 係 る 事 項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変 更 の 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

関係書類

- 1 養成施設の所在地を変更した場合にあつては、登記事項証明書
- 2 設置者の名称又は所在地を変更した場合にあつては、住民票の写し (届出者が法人の場合にあつては、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書)
- 3 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別を変更した場合にあつては、変更後の内容を記載した書類及びその新旧対照表
- 4 教授用及び実習用の機械器具 (食品衛生法別表の第 2 欄に掲げる機械器具に係るものに限る。) を変更した場合にあつては、変更後の一覧表
- 5 校地及び校舎の図面及び配置図を変更した場合にあつては、変更後の図面及び配置図
- 6 学則を変更した場合にあつては、変更後の学則及びその新旧対照表

第15号様式 (第 3 条関係)

収入証紙
貼付欄

食鳥処理衛生管理者講習会登録申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、名称及
び代表者の氏名〕
電話番号

食鳥処理衛生管理者講習会として登録を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

食鳥処理 衛生管理者 講習会の 実施者	※1 氏 名	
	※2 住 所	
食鳥処理 衛生管理者 講習会場	名 称	
	所在地	
実習を行う 場 所	名 称	
	所在地	
受 講 予 定 人 員		人
令 第 9 条 各 号 の 該 当 の 有 無		

注1 ※1印のある欄は、法人にあってはその名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 ※2印のある欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地を記入すること。

関係書類

- 1 住民票の写し (申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 2 申請者が法人の場合にあっては、役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 3 講習会の実施期間及び日程を記載した書面
- 4 講習科目及び時間数を記載した書面
- 5 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数を記載した書面

第16号様式（第3条関係）

食鳥処理衛生管理者登録講習会変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕
電話番号

食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録に係る事項について変更を行いたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

食鳥処理 衛生管理者 講習会の 実施者	※1 氏名	
	※2 住所	
変更に係る事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		年 月 日
変更の理由		

注1 ※1印のある欄は、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 ※2印のある欄は、法人にあつては主たる事務所の所在地を記入すること。

関係書類 講習会の実施者の氏名及び住所を変更する場合にあつては、住民票（法人がその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を変更する場合にあつては、登記事項証明書）

第17号様式（第3条関係）

食鳥処理衛生管理者登録講習会休止（廃止）届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕
電話番号

食鳥処理衛生管理者登録講習会の業務を休止（廃止）したいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

休止（廃止）の予定期日	年 月 日
休止（廃止）の理由	
休止の予定期間	

別記第10号様式を別記第12号様式とする。

別記第9号様式中 「 収 入 証 紙
は り 付 け 欄 」 を 「 収 入 証 紙
貼 付 欄 」 に改め、同様式を別記

第11号様式とし、別記第5号様式から別記第8号様式までを2様式ずつ繰り下げる。

別記第4号様式中 「 収 入 証 紙
は り 付 け 欄 」 を 「 収 入 証 紙
貼 付 欄 」 に改め、同様式を別記

第6号様式とし、別記第3号様式を別記第5号様式とする。

別記第2号様式中「はり付け」を「貼付」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

第 2 号様式 (第 2 条関係)

収入証紙
貼付欄

食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕
電話番号

食鳥処理衛生管理者養成施設として登録を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 2 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

食鳥処理 衛生管理者 養成施設	名 称			
	所在地			
食鳥処理 衛生管理者 養成施設 の設置者	名 称			
	所在地			
	設立年月日	年	月	日
食鳥処理 衛生管理者 養成施設 の 長	氏 名			
	住 所			
入学定員	人	修業年限	年	
入学資格				
入学時期				

関係書類

- 1 住民票の写し (申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 2 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別を記載した書類
- 3 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別を記載した書類
- 4 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録
- 5 校地及び校舎の図面及び配置図
- 6 学則
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類

第 3 号様式 (第 2 条関係)

食鳥処理衛生管理者養成施設登録取消申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕
電話番号

食鳥処理衛生管理者養成施設の登録の取消しを受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 6 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

食鳥処理 衛生管理者 養成施設	名 称	
	所在地	
登録の取消しを受けようとする理由		
登録の取消しを受けようとする予定期日		年 月 日
在学中の生徒があるときの措置		

関係書類 理事会の議事録の写し
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第35号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則 (昭和62年鹿児島県規則第30号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「果樹部及び茶業部並びに」を「茶業部及び」に改め、同条第 4 号中「(知事公室にあつては、人事課)」を削る。

別表第 1 本庁の表企画課の項の次に次のように加える。

かごしまPR課	収入出納員	庶務を担当する係長
---------	-------	-----------

別表第 1 本庁の表商工政策課の項を次のように改める。

商工政策課	収入出納員	庶務を担当する係長
-------	-------	-----------

別表第 1 本庁の表危機管理防災課の項の次に次のように加える。

総務企画課	収入出納員	庶務を担当する係長
-------	-------	-----------

別表第 1 収支かいの表北薩地域振興局の項中「庶務を担当する主幹」を「支所長代理」に改め、同表農業開発総合センター (収支かいである果樹部、茶業部及び畜産試験場を除く。) の

項中「果樹部，」を削り，同表農業開発総合センター果樹部の項を削る。

別表第1収入かいの表農業開発総合センター果樹部北薩分場の項を削る。

別表第2中

「農業開発総合センター（収支かいである果樹部，茶業部及び畜産試験場を除く。）
農業開発総合センター果樹部」を

「農業開発総合センター（収支かいである茶業部及び畜産試験場を除く。）」に改める。

別表第3農業開発総合センター果樹部の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 知事は，改正前の鹿児島県会計規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定により農業開発総合センター果樹部の長に委任した事務のうち，平成28年度の予算に係る支出に関する事務であってこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に執行されなかったものの執行については，改正後の鹿児島県会計規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定にかかわらず，農業開発総合センターの長に委任したものとする。

3 会計管理者は，改正前の規則第8条第2項の規定により農業開発総合センター果樹部の出納員に委任された農業開発総合センター果樹部北薩分場の平成28年度の予算に係る支出に関する審査確認の事務及び緊急を要する支払の依頼の事務のうち，施行日前に執行されなかったものの執行については，改正後の規則第8条第2項の規定にかかわらず，農業開発総合センターの出納員に委任したものとする。